# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	国民年金事務 基礎項目評価書

#### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

三種町は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

三種町長

#### 公表日

令和4年9月21日

[令和6年10月 様式2]

## I 関連情報

1. 特定個人情報ファイル	レを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金事務	
②事務の概要	国民年金法に基づき、国民年金に係る各種申請・届出に伴う受理・審査に関する事務処理を 事務として行っている。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①国民年金被保険者の資格取得・喪失等の届出事務 ②国民年金保険料の免除等申請事務 ③年金受給に伴う裁定請求事務 ④年金生活者支援給付金の支給に関する事務	、法定受託
③システムの名称	国民年金システム、中間サーバーコネクタ、住登外宛名システム	
2. 特定個人情報ファイル	<b>ν</b> Α	
被保険者台帳情報ファイル		
3. 個人番号の利用		
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表46項及び128項	
4. 情報提供ネットワーク	システムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定	
②法令上の根拠		
5. 評価実施機関におけ	る担当部署	
①部署	健康推進課	
②所属長の役職名	健康推進課長	
6. 他の評価実施機関		
7. 特定個人情報の開示	・訂正・利用停止請求	
請求先	三種町総務課 情報公開・個人情報保護担当 018-2401 秋田県山本郡三種町鵜川字岩谷子8 問い合わせ先電話番号 0185-85-2111	
8. 特定個人情報ファイル	レの取扱いに関する問合せ	
連絡先	三種町総務課 情報公開・個人情報保護担当 018-2401 秋田県山本郡三種町鵜川字岩谷子8 問い合わせ先電話番号 0185-85-2111	
9. 規則第9条第2項の過	<b>適用</b> [ ]適用した	
適用した理由		

### Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1万人以上10万人未満 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	17年2月1日 時点				
2. 取扱者	数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満 ]		<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満		
いつ時点の計数か		令和	17年2月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか			発生なし		<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし		

## Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

++ +++ -3	
	[目評価の実施が義務付けられる]

### Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類					
2)又は3)を選択した評価実施	項目評価書 施機関については、それ	] 1ぞれ重点項目	]評価書又に	3) 基礎項目評価	i書及び i書及び	
されている。						
2. 特定個人情報の入手(	情報提供ネットワーク	システムを通	近た入手を	を除く。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[  十分であ	る ]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[  十分であ	<b>ర</b> ]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[  十分であ	<b>ర</b> ]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託				[ 0	]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	τ	]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や情報提供ネッ	トワークシステ	ムを通じた	提供を除く。)	I	]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[  十分であ	<b>ర</b> ]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		T.	]接続しない(入手)	[	]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[  十分であ	<b>ర</b> ]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[  十分であ	る ]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		

7. 特定個人情報の保管・消去								
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[ 十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
8. 人手を介在させる作業	8. 人手を介在させる作業 [ ]人手を介在させる作業はない							
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[ 十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
判断の根拠	<ul> <li>・申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で住基ネットと照合し、マイナンバーの真正性確認を行っている。</li> <li>・マイナンバーを得られなかった場合は、4情報又は住所を含む3情報と照合し、マイナンバーの真正性確認を行っている。</li> <li>・複数人での確認を行っている。</li> </ul>							

9. 監査		
実施の有無	[O]自己点検 []内部監査 []外部監査	
10. 従業者に対する教育・	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
従業者に対する教育・啓発	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策 [ ]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられ る対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢>	
判断の根拠	・個人情報が記載された書類を適切に管理・処分している。 ・個人情報の入念な照合を行っている。	

### 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月27日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当 部署 ②所属長	健康推進課長 佐々木 里史	健康推進課長 佐々木 恭一	事後	
令和1年6月27日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	1000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	
令和3年9月22日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号利用法第19条7号、別表第二(48、50の項)	番号利用法第19条8号、別表第二(48、50の項)	事後	番号利用法の改正に伴う変更
令和3年9月22日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当 部署 ②所属長の役職名	健康推進課長 佐々木 恭一	健康推進課長	事後	様式変更に伴う変更
令和7年2月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ②事務の概要		(追加) ④年金生活者支援給付金の支給に関する事務	事後	法改正に伴う変更
令和7年2月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号利用法第9条第1項、別表第1第31の項	番号法第9条第1項、別表46項及び128項	事後	法改正に伴う変更
令和7年2月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ①実施の有無	実施する	実施しない	事後	法改正に伴う変更
令和7年2月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号利用法第19条8号、別表第二(48、50の項)	(削除)	事後	法改正に伴う変更
	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の集計か	令和4年9月1日時点	令和7年2月1日時点	事後	法改正に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の集計か	令和4年9月1日時点	令和7年2月1日時点	事後	法改正に伴う変更
令和7年2月1日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か		十分である	事後	様式改正に伴う変更
令和7年2月1日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠		・申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で住基ネットと照合し、マイナンバーの真正性確認を行っている。 ・マイナンバーを得られなかった場合は、4情報又は住所を含む3情報と照合し、マイナンバーの真正性確認を行っている。 ・複数人での確認を行っている	事後	様式改正による変更
令和7年2月1日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策		8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	様式改正による変更
令和7年2月1日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考え られる対策 当該対策は十分か【再掲】		十分である	事後	様式改正による変更
令和7年2月1日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考え られる対策 判断の根拠		・個人情報が記載された書類を適切に管理・処分している。 ・個人情報の入念な照合を行っている。	事後	様式改正による変更
	IVリスク対策 4. 特定個人ファイルの取り扱 いの委託		委託しない	事後	様式改正による変更
令和7年2月1日	IVリスク対策 4. 特定個人ファイルの取り扱いの委託 委託先における不正な使用等 へのリスクへの対策は十分か	十分である	(削除)	事後	様式改正による変更